

平成 22 年 3 月 2 日
特 許 庁

W I P O 高レベルフォーラム*の開催について

～世界約 50 か国の特許庁長官等が東京に一堂に会して
イノベーションの促進に資する知的財産権制度の在り方を議論～

3月1、2日の二日間、特許庁と世界知的所有権機関（W I P O）は、イノベーションの促進に資する知的財産権制度の在り方をテーマとしたフォーラムを東京で開催しました。

世界50か国以上の特許庁長官級を招いて開催された本フォーラムでは、知的財産権制度が有効に機能するための法制度や人的基盤、情報システムについて活発な意見交換が行われ、これら諸要素を整備することの重要性が確認されました。フォーラム冒頭の開会式では、日本政府を代表して松下経済産業副大臣が、W I P O を代表してガリ事務局長が、スピーチを行い、経済発展に資する知的財産の保護と活用の重要性について発言されました。

特許庁は、今後も開発途上国との対話を重ね、知的財産に関する意識を高めていくとともに、開発途上国における人材育成・I T化支援を着実に行うことにより、知的財産がグローバルに保護される環境の整備を進めます。

1. 背景

経済のグローバル化と技術の急速な進歩により、知的財産のグローバルな保護・活用は一層重要性を増しており、知的財産の活用を通じて更なる経済発展を図るための取組が、世界各国で進められています。こうした中、我が国は、A P E C 閣僚会議などにおいて「イノベーション促進に資するグローバル知的財産基盤」というコンセプトを提案し、同閣僚会議の共同声明（昨年11月）にも盛り込まれています。

「グローバル知的財産基盤」とは、法制度、人的資源、機関・組織体制、情報技術などの諸要素により構成される、国境を越えてイノベーションを促進するためのインフラです。我が国は、このような考え方に基づき、これまで、知的財産権制度に関わる人材の育成やI T化などで開発途上国支援を行ってきました。

2. WIPOハイレベルフォーラムについて

特許庁とWIPOは、アジア・太平洋地域やアフリカ地域、ラテンアメリカ地域の開発途上国を中心に、世界50か国以上の特許庁長官級を東京に招き、3月1、2日の二日間にわたりイノベーション促進に資する知的財産の在り方に関するフォーラムを開催しました。

我が国は、WIPOへの拠出金を通じて、知的財産権制度の普及啓発に関わるセミナーの開催や、開発途上国からの研修生の受入れ、我が国から開発途上国への専門家派遣、開発途上国の知的財産庁の情報化協力・技術支援等を行っています。本フォーラムも、この拠出金を基に、我が国がホスト国としてWIPOに協力して開催したものです。

フォーラムでは、知的財産権制度が有効に機能するための法制度や人的基盤、情報システムの構築について、活発な意見交換が行われ、これら諸要素を整備することの重要性が参加国の間で共有されました。

特許庁としては、今後もこのようなフォーラムの開催等を通じた開発途上国との対話を重ね、知的財産に関する意識を高めていくとともに、開発途上国における人材育成・IT化支援を着実にを行うことにより、知的財産がグローバルに保護される環境の整備を進めます。

※ 正式名称：WIPO High Level Forum on Global Intellectual Property Infrastructure for promotion of innovation（グローバル知的財産基盤に関するWIPOハイレベルフォーラム）

（本発表資料のお問い合わせ先）

特許庁総務部国際課

担当者：片桐、原

電話：03-3581-1101（内線 2561）

：03-3581-1898（直通）